

沖縄県管理空港供用規程

空港法（昭和31年法律第80号）第12条第1項の規定に基づき、沖縄県管理空港供用規程を次のとおり定める

（運用時間）

第1条 空港の運用時間は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、知事は、定期便の遅延、空港施設の工事等のため必要と認めるときは、空港の運用時間を変更することができる。

名 称	運 用 時 間
伊 江 島 空 港	9時から17時まで
粟 国 空 港	8時から18時まで
久 米 島 空 港	8時から19時30分まで
慶 良 間 空 港	8時から18時まで
宮 古 空 港	8時から21時まで
下 地 島 空 港	8時から19時30分まで
多 良 間 空 港	8時から18時まで
新 石 垣 空 港	8時から21時まで
波 照 間 空 港	8時から18時まで
与 那 国 空 港	8時から19時30分まで
北 大 東 空 港	8時から18時まで
南 大 東 空 港	8時から18時まで

備考 この表にかかわらず、伊江島空港の運用時間は、当分の間、次のとおりとする。

- (1) 土曜日 12時15分から16時45分まで
- (2) 日曜日 9時15分から16時45分まで

（空港の概要）

第2条 空港の概要は、次の表に掲げるとおりとする。

名称	滑走路の本数(長さ×幅)	エプロン	I L S施設の有無、 運用カテゴリー
伊江島空港	1本(1,500メートル×45 メートル)	2バース(プロペラ機用)	
粟国空港	1本(800メートル× 25メートル)	2バース(小型航空機用)	
久米島空港	1本(2,000メートル×45 メートル)	3バース(中型ジェット機 用)	
慶良間空港	1本(800メートル× 25メートル)	3バース(小型航空機用)	

宮古空港	1本(2,000メートル×45メートル)	5バース(中型ジェット機用3バース 小型ジェット機用1バース 小型航空機用1バース)	1式、カテゴリーI 精密進入灯火
下地島空港	1本(3,000メートル×60メートル)	6バース(大型ジェット機用5バース 中型ジェット機用1バース)	1式、カテゴリーI 精密進入灯火
多良間空港	1本(1,500メートル×45メートル)	2バース(プロペラ機用)	
新石垣空港	1本(2,000メートル×45メートル)	8バース(中型ジェット機用3バース 小型ジェット機用4バース 小型航空機用1バース)	1式、カテゴリーI 精密進入灯火
波照間空港	1本(800メートル×25メートル)	2バース(小型航空機用)	
与那国空港	1本(2,000メートル×45メートル)	2バース(小型ジェット機用)	
北大東空港	1本(1,500メートル×45メートル)	2バース(プロペラ機用)	
南大東空港	1本(1,500メートル×45メートル)	2バース(プロペラ機用)	

(空港のサービス内容)

第3条 次に掲げる空港のサービスの内容について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとし、当該内容は正確かつ最新の内容に保つように努めるものとする。

- 1 空港法(昭和31年法律第80号)第15条に規定する空港機能施設(航空機給油施設を除く。)の運用時間
- 2 総合案内所、観光情報センターその他の空港が提供するサービスに係る施設に関する情報
- 3 その他空港に関する情報

(サービスの利用者その他の者が遵守すべき事項)

第4条 空港が提供するサービスの利用者その他の者が遵守すべき事項に関しては、沖縄県空港の設置及び管理に関する条例(昭和47年条例第20号)並びに沖縄県空港の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和47年規則第70号)の定めるところによる。

附 則

この沖縄県管理空港供用規程の施行は、平成22年第1回沖縄県議会提案条例乙第20号議案「沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の施行日からとする。

附 則

この沖縄県管理空港供用規程の施行は、平成24年第5回沖縄県議会提案条例乙第5号議案「沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の施行日からとする。

附 則

この沖縄県管理空港供用規程の施行は、平成29年第1回沖縄県議会提案条例乙第11号議案「沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の施行日からとする。